

# 服装・頭髪規程

○ものづくりを通して社会に貢献する工業人としての品性を保ち、常に身なりを整えること。また、平日頃より進路実現を意識した生活を心がけるために、必要な規程を以下に定める。

## 1 制服

### 【男子生徒】

- (1) 上衣は標準型（認証マーク付き）の黒色詰襟学生服とし、体格に合ったものとする。指定のボタンをつけ、左襟に校名記章、右襟に科章をつける。【正装】
- (2) ズボンはストレートタイプの標準型学生ズボンとする。
- (3) ベルトは学生服に馴染むものを必ず着用する。
- (4) 上着を脱ぐ場合は、本校指定の開襟シャツ（半袖・長袖）とする。

### 【女子生徒】

- (1) 上衣は本校指定のものとし、長袖の白ブラウスに本校指定のネクタイをする。左胸部に校名記章をネクタイに科章をつける。【正装】
- (2) スカートは本校指定のものとし、裾は膝がかくれる程度から膝頭までの長さとする。本校指定のストラックスも可とする。
- (3) 上着を脱ぐ場合は、長袖の白ブラウスに本校指定のベストを着用し、ネクタイをする。左胸部に校名記章をネクタイに科章をつける。または、本校指定の盛夏用ブラウスでもよい。

### 【男女共通事項】

- (1) 外履きはローヒールの革靴もしくは運動靴とする。冬季の防寒靴もこれに準ずるが、下足ロッカーに入るサイズとする。内履きは学校指定の運動靴とする。
- (2) 儀式等、公式な場における服装については正装とする。男子の靴下は黒または白無地ソックスとし、くるぶしが隠れる長さとする。女子は黒のストッキング（タイツも可）とする。
- (3) 制服の加工はしないこと。

## 2 頭髪

### 【男子生徒】

- (1) 常に整髪を心がけ、清潔で自然な髪型であること。パーマ・染色、髭は禁止する。

### 【女子生徒】

- (1) 常に清潔を保ち、自然な髪型であること。パーマ・染色は禁止する。
- (2) 実習や体育では、後ろ髪が肩にかかる場合は結う。

### 【男女共通事項】

- (1) アクセサリー類の装飾は禁止する。
- (2) つめは短くいつも清潔にする。
- (3) マニキュア、化粧、眉毛の加工は禁止する。
- (4) 前髪は目に掛からない長さとする。

## 3 その他

- (1) コート等は防寒に適したものとする。
- (2) 通学用バッグは教科書やノート等を入れ、持ち運べるような実用性があるものとする。
- (3) やむを得ない理由により異装する場合は、所定の手続きを得て許可を受けること。

令和6年4月1日改正